

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市手話奉仕員養成事業業務
委託業務場所	大津市ろうあ福祉協会 (大津市におの浜4-2-33・大津市立障害者福祉センター内)
概要	手話奉仕員とは手話通訳者とは異なり、基礎的な手話を解し、聴覚障害者のコミュニケーションの一助となる人である。聴覚障害者が広く社会参加するためには、手話を理解する手話奉仕員を増やしていくことが必要不可欠であるので手話講座を開設しその養成をする。
契約期間	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで
契約年月日	令和7年 4月 1日
契約金額	3,224,200円
契約の相手方	[所在地] 大津市におの浜四丁目2-33 大津市立障害者福祉センター内 [名称] 大津市ろうあ福祉協会
契約相手方の選定理由	委託先である大津市ろうあ福祉協会は、当事業に相当する手話講座の主催の実績があり、かつ全日本ろうあ連盟より認定された当講座の指導者を会員に擁している市内で唯一の当事者団体であるため、当該事業の随意契約の相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項  (2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。